

平成 16 年 7 月 29 日

文化庁  
長官 河合 隼雄 殿

## 要 望 書

平成 13 年 12 月に文化芸術振興基本法が施行され、同法第 7 条にもとづき平成 14 年 12 月には「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が閣議決定されました。その基本方針には、文化芸術の振興にあたって留意すべき事項として、「芸術家等がその能力を向上させ、十分に発揮でき、安全で安心して活動に取り組める環境を整備することが重要である。(中略) 芸術家等の創造活動のための諸条件の整備や、芸術家等に対する積極的な顕彰等を行い、芸術家等の社会的、経済的及び文化的地位の向上に努める」と述べられています。また、より具体的に基本的施策を列挙する中に、「芸術家等の養成・確保等」として「文化芸術活動に携わる幅広い人材の養成・研修」や、「劇場、音楽堂等の充実」として「芸術家等の配置等への支援」とあります。

私たちは、舞台芸術にかかわるスタッフおよび実演家を構成員とする組織として、これらの基本方針を歓迎し、質の高い舞台芸術の創造や公演が各地で行われ、あらゆる人々に舞台芸術を体験する機会を提供し充実させていくために、舞台創造の現場、特に劇場において、アーティスト、技術者、マネジメントスタッフなどの専門家が配置されるよう、一層の制度整備が進むことを望みます。そして、創造や公演が安全かつ円滑に実施されるためには、専門それぞれの職能が確立され、専門家が能力・技術の向上を図ることができるような養成・研修システムの充実が不可欠と考えております。

しかしながら、昨年、地方自治法の一部改正を受けて、地方公共団体が設置する公立文化施設にも指定管理者制度が導入できる制度変更を契機に、地域における文化芸術環境の充実よりも、財政難への対処として、指定管理者の選択に入札価格のみを重視する地方公共団体が出現していると伝え聞いております。専門の舞台技術スタッフの配置が行われなければ、地域文化の振興に資するものとして設置された公立文化施設が活かされないどころか、不十分な維持管理体制の下、機構劣化が進み、中長期的にみて重大な損失を招くことにもなりかねません。

この四半世紀、各地で文化施設の建設が進み、わが国の舞台芸術活動は大いに活発になり発展してまいりました。しかし、舞台技術スタッフが責任者として各職務を遂行できるようになるには、さまざまな専門知識に加えて、芸術的感性の涵養も含め、創造および公演活動に携わる一定年限の職務経験を必要とします。そのような舞台技術スタッフの人材育成システムは、舞台芸術の発展に見合うようには整備されてきませんでした。この分野での次世代の担い手たちの育成が急務となっています。

私たちは、舞台技術スタッフをとりまく厳しい現状を踏まえ、調査研究を重ねた結果、以下のような要望をいたします。

## 一、舞台技術を横断的に学ぶことのできる機会の創出を

これまで、舞台技術スタッフの現職者に対しては、各協会組織が研修機会を提供してきましたが、昨年度に行った調査研究（『舞台芸術者の技能とその研修と資格制度についての研究』平成15年度文化庁芸術団体人材育成事業・芸団協実施）の結果、職域に限定されず、総合的、横断的に研修できる機会を望む声が強いことがわかりました。これからの舞台芸術を担う次世代のリーダー格のための研修や、各人のキャリア、関心に応じて選択的に学べるよう継続的な研修機会の提供が必要です。

## 二、「劇場技術管理」を職能として確立し、その研修や資格制度、配置に向けての法制度整備を

劇場が地域の文化拠点として運営されていくためには、舞台技術の観点からは、芸術創造の技術、地域社会に開かれた技術指導、運営管理上、施設保全管理を担う職能が必要です。技術革新によって舞台機構の高度化や設備・器機の高機能化が著しく、かつ地域での文化芸術に対する期待、要望も高まりつつある中、「劇場技術管理」という職能を確立していくことが不可欠と考えます。そのために、幅広い視点から、研修と資格制度の整備、および一定の基準に基づく専門的人材の配置に向けて、制度上、法制上の整備に着手していただきたい。公立文化施設の活用方向性は、元来設置主体である地方公共団体の選択によるものですが、地域の選択に委ねるだけでは解決しきれない課題もあり、文化芸術振興基本法の理念の具現化のためには、国の役割として基盤整備への取り組みは不可欠です。具体的には、公立文化施設の運営当事者や設置主体である地方公共団体や住民の立場と、舞台芸術の創造にかかわる専門家を代表する者とが共同で検討を進められるよう、まずは協議の場の設置が必要と考えます。

社団法人日本芸能実演家団体協議会  
会長 野村 萬

社団法人日本照明家協会  
会長 谷川 富也

日本舞台音響家協会  
理事長 松木 哲志

有限責任中間法人日本音響家協会  
会長 八板 賢二郎

日本舞台監督協会  
会長 三宅 博